

基本目標Ⅲ 家庭生活と社会活動の両立支援

重点課題⑦

家庭生活における男女共同参画の推進

■現状と課題

生活の基本的な場である家庭において、男女共同参画を推進するためには、家族の一員としての責任を果たしながら、家族がお互いに協力し、家事や子育てなどの家庭生活とその他の活動とのバランスがとれた生活ができるようにすることが重要です。

しかし、家事・子育て・介護などの多くは、依然として主に女性が担っているのが現状で、こういった状況は、妻の就業の有無とはあまり関係がなく、片働き世帯と共働き世帯のいずれにおいても、夫の家事・子育てにかかわる時間の短さが指摘されています。

いくなれば、「男は仕事、女は仕事も家事も子育ても」という状況が常態化し、核家族や共働き世帯の増加、少子高齢化などにより、家事・子育てに加え介護などへの女性の負担が重くなっていくことが予想されます。

市民意識調査によると、「性別による固定的役割分担に同意しない」という意識は若い世代を中心として解消しつつありますが、日々の家庭生活においては、依然として、男性の家事・子育て・介護への参画が十分進んでいないことから、男女がともに協力し、家族の一員としての責任を果たすとともに、家事、子育て、介護などの家族負担を分かち合い、女性の社会参画を促進できるような環境を整えるなど、支える家族にとっての男女共同参画を推進する取組が求められます。

そのためには、家庭での役割分担に向けた啓発とともに、事業所に向けた長時間労働の縮減をはじめとした働き方の見直し等ワーク・ライフ・バランスの意識の普及、啓発が必要です。

重点課題⑨

高齢、障害、貧困などの困難を抱えた男女人たちが安心して暮らせる環境の整備

■現状と課題

高齢者や障害者、ひとり親家庭等の人々が自立した生活を送り、多様な生き方を選択できることは、男女共同参画社会を実現していく上で重要な意味があります。

しかし、人々のつながりが希薄になるなど、地域社会が変容するなかで、非正規労働者やひとり親世帯の増加等に対応するセーフティネットの再構築の必要性が指摘されており、高齢者や障害者、ひとり親家庭等さまざまな生活上の困難を抱える男女人たちへの支援と、地域での孤立等を防止するための取組みが重要となっています。

少子高齢化が進むなかで、市の2014（平成26）年10月1日現在の65歳以上の高齢者は21,391人で、高齢化率は26.4%と全国平均を上回り、4人に1人が高齢者です。

これは、昭和40年代以降の住宅地開発により急激に人口が増加したことによるもので、今後、当面の間、名張市は全国平均の2倍の速さで高齢化が進むと予想され、また、団塊の世代が75歳になる2025（平成37）年には、3人に1人が高齢者になると予想とされています。

こうした中、市ではこれまでも、誰もができる限り住み慣れた地域の中で、障害があっても要介護状態になっても、その人らしく暮らせるよう、「夢づくり広場」※1や、「まちの保健室」※2といった福祉基盤を活用し、「地域あんしんねっと」による日常的な見守り支援ネットワークや「地域ささえあい」による有償ボランティア組織等による生活支援活動等、市民が主体の活動を支援してきました。

国は、「晩婚化・未婚化や高齢者人口の増加による単身世帯、離婚によるひとり親世帯が増加しており、特に女性については、出産・育児・介護等による就業の中断や非正規雇用が多いことなどを背景として、貧困など生活上の困難に陥りやすい状況にある」※3としています。

今後は、これまで構築してきた地域のネットワークや人の力を活用した地域包括ケアシステム※4により、高齢者や障害者だけでなく、ひとり親家庭など複合的に困難な状況に置かれている人たちへも支援を広げ、誰もが住み慣れた地域で、安心していきいきと暮らしていけるような取組を進めていく必要があります。

※1 夢づくり広場

各地区や自治会、市民活動団体などが主体となって設置、運営する地域における健康福祉の拠点。高齢者サロン活動や子育てひろば活動などのきめ細やかで柔軟な活動多様な取組が行われています。

※2 まちの保健室

各地域ごとに保健・福祉の専門職を配置し、健康相談、福祉関係生活相談や一人暮らし高齢者等宅への訪問活動を行うほか、子育て支援や、健康づくり教室・介護予防教室などを行う健康づくりの拠点でもある。

※3 国の「第4次男女共同参画基本計画策定に当たっての基本的な考え方 第1部 基本的な方針」より引用

※4 地域包括ケアシステム

市民一人ひとりの多様な状況やニーズに対応できるよう、介護、予防、医療、生活支援、住まいを一体的に提供するしくみ。

基本目標Ⅳ 男女の人権が尊重される環境づくり

重点課題⑩

男女の人権尊重

■現状と課題

男女の人権の尊重は、男女共同参画社会を実現するための最も基本的な理念です。国の「男女共同参画社会基本法」においても、「男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されること、その他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない」と規定しています。

しかし、「男は仕事、女は家庭」という考え方に代表される固定的な性別役割分意識は若い世代を中心に解消しつつありますが、社会通念や慣習などにおける男女の取扱いに見られる格差は依然として根深いものがあり、男女共同参画社会を実現する上で大きな障壁となっています。

そのことを踏まえ、「名張市男女共同参画推進条例」では、「すべての人は、あらゆる場において、性別よる差別的な扱い、セクシュアルハラスメント（※1）、ドメスティックバイオレンスを行ってはならない」と、これらの禁止を規定しています。また、同性愛や自らの性に違和感を覚える人、性同一性障害など性的マイノリティとされる人たちの人権を尊重するため、男性・女性だけではない多様な性のあり方に対する正しい理解が重要です。

近年、インターネットやスマートフォン（高機能携帯電話）の急速な普及などメディアが多様化するなか、メディアから発せられる情報の中には、固定的性別役割分担意識に偏った表現や、性の商品化、暴力表現といった女性の人権に対する配慮を欠いた表現も少なくありません。社会的影響力の大きいメディアがジェンダー（社会的性別）を固定化する結果を招いている側面も否定できません。

表現の自由は保障されなければなりません。各種メディアや公共空間において、性的、暴力的な不快な表現に接しない自由など、情報を受ける側の人権に配慮した情報発信が求められます。

同時に、市民も単に情報の受け手にとどまるのではなく、人権尊重の視点から、特に子どもや保護者へのメディア・リテラシー（情報識別・選択能力）（※2）向上への取組が重要な課題となっています。

男女の人権を確立するために、あらゆる分野において一層の人権意識の高揚を図ることが求められます。

※1 セクシュアルハラスメント

本人が意図する、しないにかかわらず、相手が不快に思い、相手が自身の尊厳を傷つけられたと感じるような性的発言・行動のこと。

※2 メディア・リテラシー（情報識別・選択能力）

メディアの情報を主体的に読み解く能力、メディアにアクセスし、活用する能力、メディアを通じコミュニケーションする能力の3つを構成要素とする複合的な能力のこと。

あらゆる暴力の根絶

■現状と課題

配偶者や高齢者、障害者、子どもへの暴力やセクシュアルハラスメント、パワーハラスメント(※1)など、身体的暴力だけでなく言葉による精神的な暴力なども含め、あらゆる暴力は、人権を大きく踏みこむ深刻な問題です。

なかでも、DV(~~ドメスティックバイオレンス~~)は、犯罪となる行為を含む重大な人権侵害であり、配偶者間等にとどまらず、児童虐待とも密接な関係を持っており、男女共同参画社会を実現する上で克服すべき重要な課題として、根絶に向けた努力を続ける必要があります。

市では、「名張市要保護児童対策及びDV対策地域協議会」を設置し、相談体制の充実と児童虐待やDVに対する正しい理解が浸透するよう啓発活動を進めるとともに、関係機関と連携して、未然防止、早期発見、被害者の救済及び支援の取組を進めてきました。

名張市の女性相談の延べ件数は、2005(平成17)年度に年間257件であったものが、2014(平成26)年度には1,194件と大幅に増加しているなかで、DV相談の延べ件数は275件で全体の23%を占めています。

DVについての社会的な認識は高まってきているものの、市民意識調査によると、これまでにDVを受けたと答えている人の中には「誰にも相談しなかった」、「相談しても無駄だと思った」と答えている人が依然として存在しています。

働く場においては、2007(平成19)年度をピークとして減少傾向にあったセクシュアルハラスメントの件数が、2014(平成26)年度に都道府県労働局雇用均等室に寄せられた相談件数では、11,289件と前年比2,059件増、その内女性からの相談件数は、6,725件と前年度比1,025件増となっています。また、妊娠、出産、育児休業等を理由とする女性への不利益取扱い(マタニティハラスメント)の被害も表面化しています。

さらに、児童虐待や高齢者などへの暴力に加え、デートDVの問題や、SNS※など、インターネット上の新たなコミュニケーションツールの広がりに伴い、これを利用した交際相手からの暴力、性犯罪など、女性に対する暴力は多様化しており、迅速かつ的確な対応が求められます。

あらゆる暴力の根絶に向けて、暴力が人間としての尊厳を著しく侵害するものであることを理解することが重要であり、そのためには、家庭、教育現場、地域、事業所などへ暴力を容認しない社会風土の醸成などの意識啓発と同時に、被害者救済や心のケア、自立支援等の取組を進めていくことが重要です。

※1 パワーハラスメント

同じ職場で働く者に対して、職務上の地位や人間関係などの職場内の優位性を背景に、業務の適正な範囲を超えて、精神的・身体的苦痛を与えるまたは職場環境を悪化させる行為のこと。

※2 SNS

ソーシャル・ネットワーキング・サービスの略。フェイスブックやLINEなど人と人のつながりを促進・サポートする「コミュニティ型の会員制のサービス」のこと。

男女の生涯にわたる健康の確保

■現状と課題

男女がお互いの身体的性差を十分に理解し合い、人権を尊重しつつ、相手に対する思いやりを持って生きていくことは、男女共同参画社会を形成するための前提であり、心身の健康についての正しい知識や情報の提供により、主体的に行動し、健康を享受できるようにしていく必要があります。

特に女性は、妊娠や出産をする可能性もあるなど、生涯を通じて男女は異なる健康上の問題に直面することに男女とも留意する必要があります。リプロダクティブ・ヘルス/ライツ（性と生殖に関する健康と権利）[※]の視点が重要です。

こうしたことから、男女の生涯にわたる健康を支援するためには、ライフステージに応じた健康対策を心身両面から実施するとともに、性差を踏まえた精神的なケアなど、保健・医療対策の充実を図る必要があります。

市では、性差に応じたがん検診や生活習慣病の予防、介護予防などの予防施策に取り組んできましたが、今後も検診率の向上や予防施策の充実などを図るとともに、不妊治療にかかる経済的負担の軽減や女性外来（性差医療）の開設に向けた取組みを進めます。

一方、30代、40代を中心に男性の長時間労働者が多く、仕事と生活の調和がとりにくい状況であり、また、自殺者の傾向は、圧倒的に中高年の男性に集中していることから、精神面で孤立しやすい男性に対する相談体制を確立するとともに、メンタルヘルスや自殺予防、喫煙やアルコール依存、薬物乱用などの解消のための心身の健康維持の支援体制の確立が重要となっています。

また、HIV/エイズや子宮頸がんの原因となるHPV（ヒトパピローマウイルス）への感染をはじめとする性感染症は、健康に甚大な影響を及ぼすものです。

これらの問題に対しては、男女双方に対し、性に関する正しい理解を深めるための就学前からの環境の整備や、性教育の充実を図る必要があります。そして、正確な情報の提供と悩みに応えられる相談体制の充実による予防対策などを、保護者への働きかけと併行して推進していくことが重要です。

※リプロダクティブ・ヘルス/ライツ（性と生殖に関する健康と権利）

リプロダクティブ・ヘルス（性と生殖に関する健康）とは、「人間の生殖システム、その機能と（活動）過程の全ての側面において、単に疾病、障害がないというだけでなく、身体的、精神的、社会的に完全に良好な状態にあることを指す」とされている。また、リプロダクティブ・ライツ（性と生殖に関する権利）は、「全てのカップルと個人が自分たちの子どもの数、出産間隔、並びに出産する時を責任をもって自由に決定でき、そのための情報と手段を得ることができるという基本的権利、並びに最高水準の性に関する健康及びリプロダクティブ・ヘルスを獲得する権利」とされている。